

指定候補地の概要（瓢湖）

1. 名称 瓢湖
2. 所在地 新潟県阿賀野市
3. 面積 24ha

4. 面積内訳

形態別	その他	24ha
所有者別	国有地	1ha
	市有地	23ha

5. 法令による規制

全域が国指定瓢湖鳥獣保護区瓢湖特別保護地区（存続期間 H20. 8. 1～H27. 10. 31）に含まれる。

6. 概要及び湿地の国際的重要性の評価

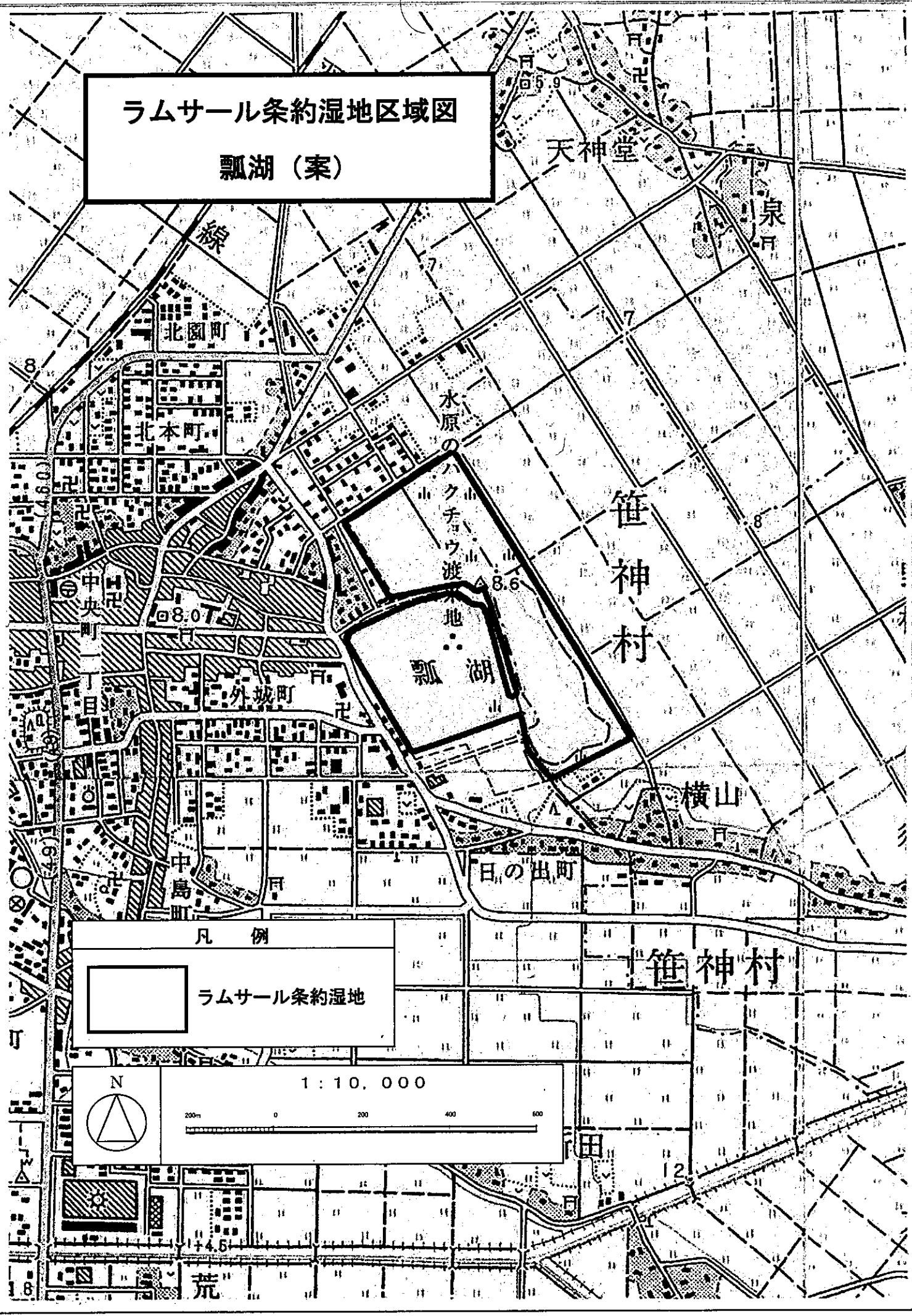
当該区域は、新潟平野のほぼ中央、新潟県阿賀野市に位置し、江戸時代に灌漑用ため池として造成された瓢湖と、近年瓢湖に隣接して造成された東新池、あやめ池、さくら池から構成されている。

江戸時代から狩猟が禁止され、慣例的に狩猟が行われてこなかったことから、現在も多くの水鳥の休息場及び採餌の場として利用されている。毎年、ハクチョウ類が約6千羽渡来しており、特にコハクチョウは東アジア地域個体群の個体数の1%以上を支える。また、オナガガモを始めとするカモ類も多く渡来し、ハクチョウ類を含むガンカモ類の渡来数は約1万8千羽を数える。このようにコハクチョウ等の重要な渡来地であることから、「日本の重要湿地500」にも選定されている。

7. 位置図 別紙のとおり

ラムサール条約湿地区域図

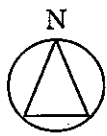
瓢湖 (案)



凡例



ラムサール条約湿地



1 : 10,000

200m 0 200 400 500

荒